

○津山工業高等専門学校における情報 セキュリティに関する規程

〔平成16年10月26日〕
規程第31号

改正 平成18年3月17日規程第31号

(目的)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の情報セキュリティについて必要な事項を定める。

(情報セキュリティポリシー)

第2条 本校における情報セキュリティの確保及び推進については、情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）により実施する。

第3条 前条に定めるポリシーは、運営会議において策定、評価等に関する審議を行う。

第4条 本校において、情報システムを使用する者は、ポリシーを遵守しなければならない。

附 則

この規程は、平成16年10月26日から施行する。

附 則（平成18年3月17日規程第31号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。